

人権だより

NO.75

平成30年11月発行

岐阜県環境生活部 人権施策推進課 岐阜県人権啓発センター
〒500-8570 岐阜市数田南2-1-1 (県庁6F)

☎058-272-1111 (内線2443) 直通058-272-8250

♪世界人権宣言70周年♪ 「みんなで築こう人権の世紀」

～考えよう 相手の気持ちつなげよう 違いを認め合う心～

女性への
差別や暴力

インターネット
による
人権侵害

障がいの
ある人への
偏見・差別

同和問題

「人権問題」って？

外国人への
偏見・差別

犯罪被害者等の
プライバシー
侵害

子どもへの
虐待

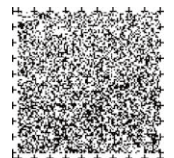
学校・職場
等での
ハラスメント

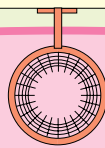
第70回の人権週間です！
平成30年12月4日から10日

世界人権宣言は、昭和23年（1948年）12月10日に、国際連合で採択され、その後12月10日を「人権デー」と定めています。

日本では、毎年12月10日の「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定めており、様々な啓発活動を実施しています。

この機会に人権について考えてみませんか？

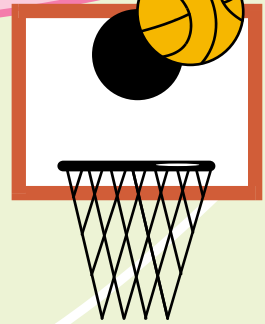




in美濃市立藍見小学校

in海津市立西江小学校

車いすバスケットボール体験教室 を実施しました



平成30年7月11日（水）に美濃市立藍見小学校で、9月26日（水）には海津市立西江小学校で5、6年生の児童と車いすバスケットボールチーム「岐阜SHINE」の6名のメンバーが交流しました。

児童は、「岐阜SHINE」6名の選手による約15分間のデモンストレーションを見学し、その後、グループごとの前後進行練習、鬼ごっこ、シュート練習を経て、選手と児童が入り交じって試合を行いました。

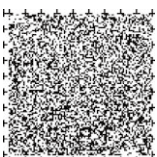


試合では、児童だけでなく先生も一緒になって参加し、車いすを扱うことの大変さを実感していました。座った状態からのシュートはなかなか届きませんでしたが、シュートが入った時は、みんなで拍手をしてとても良い雰囲気で行われました。

試合後には、各グループに選手2～3名が入って、『語る会』を実施しました。試合を通じて選手と仲良くなった児童からは、選手へ沢山の質問がありました。

最後には、学校で育てた花を児童から各選手へ渡し、感謝の気持ちを伝えました。

体験を終えた児童からは「車いすに乗ると、目線が低くなるので、車いすに乗っている人との関わり方に気を付けたい」、「貴重な体験を生かして、困っている人がいたら助けたい」、「車いすの方と目線を合わせて接したい」といった感想があり、児童にとってはとても有意義な時間となりました。



平成30年度 人権啓発フェスティバル in ぎふ を開催します!

12月4日～10日の人権週間に合わせ、世界人権宣言70周年「みんなで築こう 人権の世紀」～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～ をスローガンに人権に関するパネル展示、ミナモショー、大型絵本の読み聞かせ等を実施します。

そしてステージでは、それいけ!アンパンマン ショーも開催しますので、お気軽にお立ち寄りください。



(昨年度の写真)

それいけ! アンパンマン ショー 観覧無料

日時 12/8(土) 1回目 11:00～
2回目 14:30～

場所 マーサ21 マーサスクエア



©やなせたかし/フレーベル館・TMS・NTV

■開催日/12月8日(土) 10:00～15:30

■場 所/マーサ21 (岐阜市正木中1-2-1)
1F マーサスクエア、さくらパーク
4F マーサホール等

■内 容/

<1F マーサスクエア>

10:00～10:30: 園児によるパフォーマンス

13:30～14:00: 清流ミナモショー

14:00～14:30: 大型絵本の読み聞かせ

<1F さくらパーク>

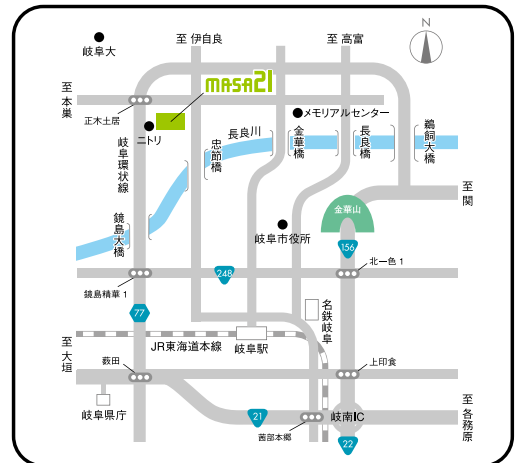
10:00～15:30: 折り紙・ぬり絵コーナー

<4F マーサホール>

11:00～13:00: 全国中学生人権作文コンテスト岐阜県大会表彰式及び朗読会

<4F 会議室A>

10:00～12:00: 特設人権相談所



■主 催/岐阜県・岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会

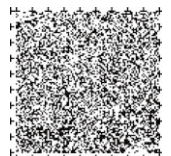
(岐阜地方法務局/岐阜県人権擁護委員連合会/岐阜市/岐阜県)

■協 力/岐阜人権擁護委員協議会

■後 援/岐阜県教育委員会/岐阜市教育委員会/岐阜市長会/岐阜県町村会/岐阜市人権教育・啓発推進協議会/岐阜県ユネスコ協会/国際ソロプチミスト岐阜/日本国際連合協会岐阜県本部/岐阜市女性問題連絡会/岐阜市赤十字奉仕団

■お問い合わせ先/岐阜県環境生活部人権施策推進課

TEL 058-272-8250 (直通)



ちょっといい話を紹介します (34)

日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを思ってかけた「言葉」や「行動」に、まわりの空気が温かくなったという経験はありませんか。

また、あなたがつらかったとき、苦しかったときかけられた「言葉」や「行動」が励ましになった経験はありませんか。

県民のみなさまから身のまわりの心温まる話をたくさん寄せていただきました。

その中から、3作品を紹介します。

小学生

わたしの手はまほうの手

ママがいつもどこからかえってきたら、いつもわたしはママにかたもみをしています。

ママが、「つかれたあ〜」といっているかおを、えがおにさせていただきます。

ママはげんきにわたらうって、「あじがとう。」と、わたしをギューッとしてくれれます。わたしもギューッとかえします。そしてところがポカポカになります。わたしの手は、ふしぎなまほうの手です。



中学生

たった一枚のレジ袋

僕は、「コンビニで買い物をした帰り、レジ袋が破れて、落ちて使えなくなることがありました。なので予備を持つようになっています。

ある日、「コンビニに何か買って帰るとレジ袋が破れて困っているおじいさんがいました。僕はとっさにレジ袋を取り出して「使ってください。」「と渡しました。

すると、「おじいさんはとても喜んでくれました。レジ袋一枚だけでも人助けができることを発見して自分は嬉しい気持ちになりました。



一般

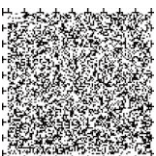
優つれ

夏休みに家族でスーパーに買い物に行った時、車いすの女性が、高い所にある商品に手をのばして取るうとしていました。取れませんでした。

そこへ女子中学生が寄っていき、商品を取りカゴに入れてあげました。

その様子を遠くで見ていた子ども達と目を合わせ、「ホッ」と胸をなで下ろしました。

子ども達も、女子中学生のように心優しく成長してほしいと思います。



岐阜地方法務局からのお知らせ

全国一斉「女性の人権ホットライン」 強化週間の実施について

パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性をめぐる人権相談に、人権擁護委員が中心となって電話で相談に応じます。

※相談は無料（ただし、通話料は相談者の負担）で、秘密は厳守します。

相談日 平成30年11月12日（月）から18日（日）
午前8時30分から午後7時まで（土曜・日曜は午前10時から午後5時まで）

担当者 人権擁護委員又は法務局職員

電話番号 0570-070-810（女性の人権ホットライン）

※上記強化週間以外の日でも、平日午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。

岐阜県環境生活部人権施策推進課からのお知らせ

平成30年度 まなざし（企業人権）セミナーを 開催しました！

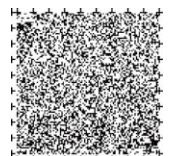
平成30年9月5日（水）、高山市民文化会館2-5会議室にて一般社団法人職場のハラスメント研究所代表理事の金子雅臣氏を講師に迎え「ハラスメント最新情報」と題して、まなざし（企業人権）セミナーを開催し、43名の方に参加していただきました。



金子先生からは、ハラスメントの定義から始まり、実際に起きた事例の裁判所の判断やハラスメントに係る明確な判断ポイント等を解説していただきました。

また、DVD映像により、どういったケースがハラスメントに該当するかをわかりやすく説明され、パワハラ解決手法や管理監督者の責任についてお話しいただきました。

アンケート結果では、9割を超える参加者が「理解が深まった」と回答しており、大変有意義なセミナーとなりました。



人権だより アンケート

人権だよりNO. 75をご覧いただきありがとうございます。
今後の誌面作りのため、率直なご意見・ご感想をお聞かせください。

【1】この人権だよりを読んで、人権への関心や理解は深まりましたか？

- ① 大変深まった ② おおむね深まった ③ あまり深まらなかった ④ 全く深まらなかった

【2】この人権だよりの内容は満足のいくものでしたか？

- ① 大変満足 ② おおむね満足 ③ やや不満 ④ 大変不満

【3】興味を持った記事はどれですか？

- ①：P1 人権週間の周知
②：P2 車椅子バスケットボール体験教室
③：P3 人権啓発フェスティバルの開催案内
④：P4 ちょっといい話の紹介
⑤：P5 女性の人権ホットラインの周知／まなざし(企業)人権セミナーの開催結果

【4】あなたが関心をもっている人権問題は何ですか？（複数回答可）

- ① 女性 ② 子ども ③ 高齢者 ④ 障がい者 ⑤ 同和問題 ⑥ 外国人
⑦ インターネットによる人権侵害 ⑧ HIV感染者等 ⑨ 刑を終えて出所した人
⑩ 性的指向及び性自認に係る問題 ⑪ ホームレス ⑫ アイヌの人々 ⑬ 拉致問題
⑭ 人身取引 ⑮ 東日本大震災に起因する問題 ⑯ ハラスメント
⑰ その他

【5】その他、ご意見・ご感想等がありましたらご自由にお書きください。

<回答方法>

■インターネット（PC、スマートフォン等）で回答する場合

右のQRコードを読み取るか、 で

■こちらのアンケート用紙で回答する場合

このページをコピーして、FAX又は郵送で下記の宛先までお送りください。



アンケート

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁 環境生活部人権施策推進課
TEL 058-272-8250 FAX 058-278-2615

※この人権だよりは、法務省委託事業により作成されています。

音声コードって？

各ページの右または左下隅に、バーコードのようなものが印刷されています。これは、『音声コード』といいます。
音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、新しい形の二次元バーコードのことで、縦と横の2方向に情報を記録することができます。
この音声コードは、「活字文書読み上げ装置」によって音声で読み上げてくれます。

また、活字文書読み上げ装置で音声コードを読み取らせる場合、音声コードの位置がわかるように、用紙に切り込みを入れてあります。
目の不自由な方々にも、当課が発行する啓発資料を活用していただくため、人権だよりは、『音声コード』による情報提供を行っています。

※「活字文書読み上げ装置」は、視覚障がいの方の日常生活用具として、給付（補助）を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村福祉窓口までお問い合わせください。